

[事案 2024-264] 入院給付金等支払請求

・令和7年6月19日 裁定打切り

<事案の概要>

重大事由により契約を解除され、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、入院給付金等の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年2月下旬から慢性扁桃炎により14日間入院したため、令和5年2月に契約した終身医療保険にもとづき入院給付金等を請求したところ、重大事由により契約が解除された。しかし、以下の理由により、入院給付金等を支払ってほしい。

- (1)個人事業主は、一日休んだらかなりの損失になってしまうので、保険に手厚く入る必要があるため、入院給付金日額等は過大ではない。
- (2)他の保険会社からは、給付金が支払われている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、6件の医療保険に加入しており、合計すると入院給付金日額が6万5000円、入院一時金額が100万円と著しく過大である。
- (2)申立人の年齢での世帯あたりの加入社数の平均は1.6社、入院給付金日額は9720円であるが、申立人の契約はこれらをはるかに超えるものである。1泊の入院で合計106万5000円もの給付金等を得ることになるもので、著しく過大であることは明らかである。保険料も月額約4万5000円であり、掛け捨ての医療保険としては、極めて多額である。
- (3)令和3年2月から12月までの短期間に5件もの医療保険に集中加入し、その後、令和5年にも追加で2件加入している。
- (4)申立人の入院の原因となった傷病は、慢性扁桃炎であり、自らの意思で通院・入院の時期を左右しうるものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約の経緯等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)重大事由解除が有効であるか否かを判断するためには、契約者の収入および生活状況、他契約の給付金の支払履歴およびその原因、各契約の加入の経緯等の事情を総合的に勘案して判断しなければならない。
- (2)これらの事情を明らかにするためには、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、契約者・被保険者およびその周囲の第三者への尋問等の手続が必要となるが、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を備えておらず、上記の点を明らかにすることは困難であると言わざるを得ない。